北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画(仮称)【素案】の概要(案)

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

区分	内 容
(1) 策定の趣旨	○困難女性支援法(令和6年4月施行)に基づき、国が定める基本方針に即して「困難女性支援計画」を策定【新規】 ○配偶者暴力防止法に基づき、国が定める基本方針に即して「配偶者暴力防止計画」を策定。道では、令和5年度までを計画期間とした第4次計画を策定しており、新たな計画を策定【見直し】 ○政策的に関連の深い2つの計画を、「困難女性支援計画」として一体的に策定
(2)計画の位置づけ	〇困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画 として策定
(3)他計画との関連	○「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」や「北海道男女平等 参画基本計画」などと整合性を図る
(4)計画の期間	〇令和 6 年度から令和 1 0 年度までの 5 年間

2 現状及び課題

区分	内容
(1)現 状	○道立女性相談援助センターの利用状況 ・相談件数(R4:4,501件)、一時保護件数(R4:186件) ○女性相談支援員設置市における相談件数(R4:8,680件) ○配偶者暴力被害者相談機関への相談状況(R4:12,762件) ○民間シェルターの相談件数(R4:4,481件)
(2)課 題	〇相談者の年代で、20歳代以下の相談割合が少ない ・若年層の支援を必要とする女性の把握がなされていないと推測 ・若年者への支援施策等の認知度が低いと推測 〇道立女性相談援助センターでの支援 ・電話及び来所相談が困難な者への対応、自立支援部門の有効活用 〇民間支援団体がない振興局管内がある ・民間シェルターは7振興局管内に8団体

3 基本目標

区分		目標
I	女性相談支援員の配置人数	全ての市町村に設置(令和10年度まで)
П	協働する民間団体数	全ての振興局管内に立ち上げ(令和10年度まで)
Ш	支援調整会議設置市町村数	全ての市町村に設置(令和10年度まで)
IV	相談支援担当者の研修受講率	女性相談支援員の研修受講率の向上
V	相談窓口の認知度	道及び市町村の広報媒体による周知、SNS等の活用

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1 支援の内容

区分	主な取組
(1)アウトリーチ等による早期の把握	〇道及び市町村の広報媒体等を活用した啓発 〇メールやSNS等を活用した相談対応の整備
(2)居場所の提供	〇民間団体等と連携した気軽に立ち寄れる場等の確保 〇地域食堂など幅広い年代が利用できる居場所との連携
(3)相談支援	〇道立女性相談援助センターによる相談支援 〇性暴力被害者相談支援センター北海道(さくらこ)、にんしん SOSほっかいどうサポートセンターと連携した相談支援
(4)一時保護	〇道立女性相談援助センターによる一時保護 〇民間シェルター等への一時保護委託
(5)被害回復支援	〇道立女性相談援助センターによる支援 〇医療機関等と連携した支援
(6)日常生活の回復 支援	〇道立女性相談援助センターでの生活・日中活動支援 〇民間団体と連携した回復支援計画の策定・実施
(7)同伴児童への 支援	〇児童相談所や市町村児童福祉主管部局との連携 〇教育委員会や学校等との緊密な連携
(8)自立支援	〇道立女性相談援助センターでの自立支援 〇民間団体への委託による自立支援
(9)アフターケア	〇道立女性相談援助センターでのアフターケア 〇市町村と連携した継続的なフォローアップ

2 支援の体制

区分	主な取組
(1)道立女性相談援助センター及び女性相談支援員の体制	
(2) 民間団体との連携 体制	〇支援調整会議を活用した相互連携 〇民間支援団体との意見交換の場の設定
(3)関係機関との連携体制	〇支援調整会議を活用した相互連携 〇児童相談所や市町村との連携
(4)支援調整会議	〇道本庁、市町村、道立女性援助センター、民間団体等の関係機 関で構成する支援調整会議を設置
(5)教育・啓発	〇ホームページ等による相談窓口や制度の周知・啓発 〇学校関係者との連携による教育・啓発
(6)人材育成	〇関係職員に対する研修会の実施
(7)調査研究等の推進	〇国や民間団体の取り組み等について情報収集 〇必要な実態調査の実施

第3章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策内容に関する事項

	区分	主な取組
1	啓発の推進	〇ホームページなどの広報媒体の活用 〇パネル展やセミナーの開催
2	被 害 者 の 発 見 や 相 談 体 制 の 充 実	〇関係機関や団体、市町村に対する積極的な情報提供 〇民間シェルターとの連携
3	安全な保護のための 体制の整備、充実	〇警察等との連携による加害者の追及からの安全確保 〇保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
4	自立支援	〇就業の促進、住宅の確保 〇福祉制度等の活用や情報提供
5	関係機関、団体の 相互の連携協力	〇一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実 〇民間シェルターとの連携
6	職務関係者の研修、 人材育成の充実等	〇関係機関の職務関係者を対象としたセミナーの実施 〇配偶者暴力相談支援センター職員を対象とした研修会の実施
7	苦情への適切な対応	〇関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう 働きかけ
8	男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	〇関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援 〇被害者の適切な保護及び自立支援

第4章 計画の推進

区分	内 容
1 計画の推進体制	○本庁及び振興局において、市町村や関係機関と連携して計画の推進を図る○北海道子どもの未来づくり審議会に設置する困難女性支援部会において意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映
2 計画の点検評価	〇毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握 〇計画の推進状況の点検評価を行うなど、PDCAサイクルを通 じて、より効果的な取組となるよう必要な見直し